

## 令和7年度土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議次第

日 時 令和8年2月12日（木）

午後2時から

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員長及び副委員長の選任

### 4 議 事

(1) 第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の進捗状況について

(2) 地方創生交付金の検証について

(3) その他

### 5 閉 会

---

#### 《配布資料》

資料1 第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」  
令和7年度実施状況報告書（案）

資料2 第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」



令和7年度 土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿（敬称略）

	氏 名	所 属	備 考
1	大澤 義明	麗澤大学工学部 教授	
2	佐野 幸恵	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授	
3	勝田 達也	土浦市議会 議長	
4	森 浩孝	土浦市地区長連合会 顧問兼副会長	
5	河田 輝子	土浦市女性団体連絡協議会 副会長	
6	飯田 宗一郎	土浦商工会議所青年部 会長	
7	堀越 美樹朗	水郷つくば農業協同組合 常務理事	
8	中村 哲	土浦市小中学校PTA連絡協議会 土浦市子育てネットワーク委員会 委員長	
9	齊藤 元洋	連合茨城土浦地域協議会 議長	
10	伊藤 幹生	株式会社常陽銀行 執行役員土浦支店長	

## 市出席者名簿

### 土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内推進会議

役 職	氏 名	職 名	備考
会 長	小林 勉	副市長	
副 会 長	入野 浩美	教育長	
委 員	山口 正通	市長公室長	
〃	塚本 浩幸	総務部長	
〃	皆藤 秀宏	市民生活部長	
〃	水田 和広	保健福祉部長	
〃	真家 達成	こども未来部長	
〃	羽成 健之	産業経済部長	
〃	飯泉 貴史	都市政策部長	
〃	渡辺 善弘	建設部長	
〃	加藤 史子	教育部長	
〃	堀本 良博	消防長	

#### 事務局

所 属 課	氏 名	職 名
政 策 企 画 課	福澄 雄祐	参事兼課長
〃	小神野 昭博	主任政策員
〃	中村 良	政策員
〃	鬼脇 正臣	政策員
D X 推 進 課	土田 俊紀	課長

## 土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の進捗状況管理 及び地方創生交付金の検証について

### 1 策定経過等

#### (1) 第1期 土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

人口減少社会の克服と地域経済の再生を柱とする地方創生を推進するため、本市の実情に即した人口の長期的展望（人口ビジョン）を踏まえ、人口減少の克服に向けたより実効性の高い施策を立案・展開していくため、様々な分野の方々からご意見をいただきながら、平成27年10月に策定。

○ 計画期間：平成27年度から平成31年度の5年間

#### (2) 第2期 土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

改めて、人口ビジョンを策定した上で、第1期のKPIの達成状況なども踏まえ、国や県の動向も注視しつつ、様々な方々からご意見をいただきながら、令和2年3月に策定。

○ 計画期間：令和2年度から令和6年度の5年間

#### (3) 第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」及び「総合戦略」

国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。各地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案し、本構想の実現に向け、地方版総合戦略の策定・改訂に努めることとされている。

本市としては、改めて、人口ビジョンを策定した上で、第2期のKPIの達成状況なども踏まえ、国や県の動向も注視しつつ、様々な方々からご意見をいただきながら、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、第3期の総合戦略を策定する。

○ 計画期間：令和7年度から令和11年度の5年間

## 2 体制

### (1) 土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議（外部会議）

#### ①人数、任期

人数：10人

任期：2年

#### ②組織等の考え方

本市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定にあたり、助言及び意見交換を行うことを目的とし、産官学金労言（産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア）等で、市長が委嘱する委員で構成する。

### (2) 土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内推進会議（庁内会議）

#### ①組織等の考え方

本市において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策推進を図ることを目的とし、副市長、教育長、公室長、各部長、消防長、担当課長をもって構成する。

#### ②構成

- ・会 長 小林副市長
- ・副会長 入野教育長
- ・委 員 公室長、各部長、消防長、担当課長
- ・事務局 政策企画課

## 3 進捗状況管理、検証方法

「土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議」及び「土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内推進会議」において、KPIの達成状況などを踏まえ、国や県の動向も注視しつつ、委員の皆様からご意見をいただきながら、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の進捗状況管理を行うとともに、地方創生交付金の検証を行う。

## 4 令和7年度

本年度においては、第2期の計画期間が終了したことから、「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和7年度実施状況報告書（案）」により、「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況管理を行う。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況管理と同時に、本市において活用した地方創生交付金の検証を行う。

改正

令和3年3月31日告示第106号

令和5年7月19日告示第246号

令和6年3月29日告示第86号

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための施策を推進するに当たり、広く有識者からの意見を聴取するため、土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 第3条第2項第4号に掲げる者として委嘱された委員（委員長及び副委員長である場合を除く。）が、やむを得ない事由のため会議に出席できない場合において、当該委員が代理人を選任し、かつ、その旨を委員長に届け出たときは、委員長は、当該代理人を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、市長公室政策企画課及び市長公室DX推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

付 則 (令和3年3月31日告示第106号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則 (令和5年7月19日告示第246号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日告示第86号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。